

通所介護事業運営規程

社会福祉法人 白寿会
デイサービスセンター プレミア東松戸

デイサービスセンター プレミア東松戸 通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人白寿会が運営する介護老人福祉施設（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等（以下「従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 従事者は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた健康で明るく生きがいのある日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービスと必要な心身機能訓練指導を行うものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター プレミア東松戸
- (2) 所在地 千葉県松戸市紙敷 2 9 7 番 2 号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（兼務 1 名）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 従事者 生活相談員 2 名（常勤 2 名、兼務 2 名）
生活相談員は生活指導その他の通所介護の業務に従事する。
介護職員 6 名（常勤 3 名、非常勤 3 名）
利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。
看護職員 2 名（非常勤 2 名）
利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
機能訓練指導員 2 名（看護職員兼務）
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
管理栄養士 1 名
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
調理員（委託） 6 名
給食業務に従事する。
事務職員 2 名
庶務及び会計事務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。ただし、12月30日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(通所介護の利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1日30人とする。

(通所介護の内容)

第 7 条 通所介護の内容は居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動、移乗の介助
 - ウ. その他必要な身体介護
- (2) 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア. 衣類着脱の介助
 - イ. 身体清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な入浴の介助
- (3) 食事に関すること
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
- (4) アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。
 - ア. レクリエーション
 - イ. グループワーク
 - ウ. 行事的活動
 - エ. 体操
 - オ. 機能訓練
 - カ. 休養
 - キ. その他必要なサービス

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 送迎、移動、移乗動作の介助

(6) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作訓練の相談・助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談・助言

ウ. 住宅改良に関する相談・助言

エ. その他必要な相談・助言

(通所介護の利用料等及び支払方法)

第 8 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割から 2 割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う費用として、介護保険に定められている加算を超えて徴収はしない。

(2) 食事の提供に要する費用として、650円（おやつ代含む）

(3) その他通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものや、アクティビティ・サービスに係る諸費用であってその利用者に負担させることが適当であると認められるものについては実費。

3 利用者は、事業所の定める期日までに、利用料を指定される方法で支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、松戸市（東部地区・五香六実地区・上本郷地区・矢切地区馬橋地区・小金原地区）。鎌ヶ谷市、市川市、船橋市の一部地域。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 管理者及び従事者による安全管理上の指示には必ず従うこと。

(3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。

(4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従事者の指示に従い十分に注意すること。

(5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従事者が必要と認めたものは持参するようにすること。

(6) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること。

(7) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。

(8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従事者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任を定め、年2回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

2 災害発生時であっても、必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練の実施を行う事とする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 設備等の衛生管理に努め、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

3 感染症発生及びまん延防止に関する委員会を開催し、研修や訓練の実施を行う。

4 感染発生時でも、必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練の実施を行う事とする。

(高齢者虐待防止)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止する措置を講じることとする。

2 虐待が起こらないよう事前の措置として、高齢者虐待防止に関する指針を定め、職員の虐待防止意識の向上のため研修を開催し、虐待のない施設環境づくりを目指す。

3 利用者の支援の場に虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは指導することとする。また、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、市町村への報告を行い、虐待防止の対応・対策を講じ、再発防止に努める。

(苦情解決)

第16条 入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市区町村からの文書の提出・提示を求め、または市区町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市区町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(身体拘束の禁止等)

第17条 事業者は、サービスの提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者またはご家族に対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- 3 施設長を長とする特定ケア委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、通所介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 月1回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人白寿会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。